

教育関係行事の共催等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育、スポーツ、学術及び文化の各分野において、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、国、地方公共団体若しくはその機関又は教育に関する法人その他の団体等（以下「主催者」という。）の主催する行事（以下「行事」という。）について、主催者から共催又は後援等（以下「共催等」という。）の要請がなされた場合の円滑な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の開催について、教育委員会が当該行事の実施について、その一部を負担することをいう。
- (2) 後援等 共催以外のもので、行事の開催について市民に広く周知するため、教育委員会が賛意を表してその名義使用を承認し、必要により広報を担うことをいう。

(共催等の基準)

第3条 共催等をする行事は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 主催者が、次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。
 - ア 国、地方公共団体又はその機関
 - イ 教育研究機関、教育研究団体又は教育に関する法人等公共性を有する機関団体
 - ウ 教育関係団体（鹿屋市体育協会又は鹿屋市文化協会等）に加入しているものであること。
 - エ その他教育長が適当と認めたもの
- (2) 行事が次のア及びイのいずれかに該当するものであること。
 - ア 行事の内容が教育、スポーツ、学術及び文化の向上に寄与するもので、公益性を有すると認められること。
 - イ 公共性を有すると認められること。
- (3) 行事の実施場所（会場）について、保健衛生及び災害防止の措置が十分に

なされていると認められるものであること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する行事は、共催等をしないものとする。

- (1) 行事が特定の団体、人等に限定され、公益性がないと判断されるもの
- (2) 専ら営利を目的とするもの
- (3) 特定の政党その他の政治的団体の政治活動に関するもの
- (4) 特定の宗教活動に関するもの
- (5) 法令等に違反し、又は抵触するもの
- (6) 行事が鹿児島県等が定める第3土曜日の「青少年育成の日」又は第3日曜日の「家庭の日」に開催されるもの。ただし、家庭、学校、地域等が一体となって開催する行事は、この限りでない。
- (7) その他教育長が共催等を不相当と認めるもの
(申請の手続)

第4条 共催等の承認を受けようとする主催者は、行事の共催・後援等承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を原則として当該行事の1月前までに教育長宛てに提出するものとする。

2 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第28条から第33条までの規定により、前項の行事の内容を所掌する課長は、申請書を審査し、教育長の決裁を得て必要な条件を付して、行事の共催・後援等承認書（別記第2号様式）により承認又は不承認を速やかに申請者に通知するものとする。

3 課相互間で所掌が明らかでない行事は、教育総務課長の裁定するところによる。

4 第2項の規定に関わらず、課長は、共催等の申請で軽易又は定例に属するものは、専決することができる。

(承認の条件)

第5条 共催等の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

(1) 行事の内容を変更しないこと。ただし、やむを得ず行事の内容を変更する場合（軽微なものを除く。）は、事前に教育長と協議すること。

(2) その他必要な条件

(承認の取消し)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、共催等の承認を取り消すものとする。

- (1) 前条の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他の重大な瑕疵が発見されたとき。
 - (3) 主催者に非行があったとき。
 - (4) その他共催等をなすにふさわしくない事態が生じたとき。
- (挨拶等の取扱い)

第7条 共催等のほか、教育委員会の挨拶又は賞の授与等の申請があった場合は、共催等に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この要綱により難しい場合は、その都度教育長の決裁を受けて処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月26日教委告示第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日教委告示第1号）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

附 則（平成26年3月5日教委告示第1号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会教育長 様

申請団体名

代表者名

行事の共催・後援等承認申請書

下記のとおり行事を開催するに当たり、鹿屋市教育委員会の共催・後援等の承認を得たいので、事業計画書、実施要領、収支予算書その他必要な書類等を添えて申請します。なお、この計画は勝手に変更しません。

記

1 行 事 名	
2 開催期日、日程	
3 開催場所	
4 行事の趣旨（目的）及び内容 （具体的に記入すること。）	
5 共催及び後援等予定の団体	(共催) (後援) (協賛)
6 参加対象者（参加予定者数）	()
7 講師、審査員等	
8 教育委員会への要請事項	<input type="checkbox"/> 文書等配布又は掲示（配布又は掲示先 ()） <input type="checkbox"/> 広報誌等掲載 <input type="checkbox"/> 挨拶 <input type="checkbox"/> その他 ()
9 承認書送付先 （事務連絡者の住所、氏名等）	〒 — 住所： 氏名： 連絡先（電話番号 ()）

注1 当該申請は、開催期日及び開催場所を確定して行うこと。

2 教育委員会の事務は、教育委員会及び関係機関が通常業務の範囲において行うことを基本に、教育委員会が決定するものであり、申請の全てに応じるものではありません。

上記のとおり、行事の後援等承認の申請がありましたので、これを審査し、別記行事の共催・後援等承認・不承認通知書を交付してよろしいですか。

決裁日 年 月 日

承認

不承認

課 長	回	議	担 当

第 号
年 月 日

様

鹿屋市教育委員会教育長

印

行事の共催・後援等承認・不承認通知書

年 月 付けで申請のあった下記行事の共催・後援等について、
承認します
不承認とします
ので通知します。

記

1 行事名

2 期 日 年 月 日

3 場 所

4 承認に当たっての条件

- (1) この申請に係る行事の内容を変更する場合は、事前に教育長の承認を受けること。
- (2) 事故等の責任は負わないので、十分注意し行事を運営すること。
- (3) 後援については、経費の負担は一切行わない。
- (4) 文書等配布又は掲示について
 - 教育委員会は文書等配布・掲示を行わない。
 - 教育委員会が文書等配布・掲示を行うので、配布文書又は掲示文書を年 月 日までに提出すること。
- (5) 広報誌等への掲載について
 - 教育委員会は広報誌等への掲載を行わない。
 - 教育委員会が広報誌等への掲載を行うので、原稿を年 月 日までに提出すること。
- (6) 共催について、教育委員会の担う事務は、申請者と別に協議する。
- (7) 行事終了後10日以内に教育委員会に実績報告書を提出すること。
- (8) 事業に関するポスター等の掲示は、関係法令を遵守すること。
- (9) その他

5 次の理由により、共催・後援等を不承認とします。

(理由)